

3 まちづくり整備方針

(1) 土地利用の方針

1) 市街地の区域

我が国の人口は、近代の急激な増加期を経て平成 17 年（2005 年）をピークに減少に転じます。本市においては、人口増加がみられるものの、開発に伴うものが主な要因となっています。したがって、今後の土地利用に当たっては、緩やかな人口増の動向を勘案しつつ、南芦屋浜地域の新市街地の開発を進め、自然環境の保全や中心市街地の活性化を図り、活気のある利便性に富んだまちづくりを目指します。また、市街地については、現在の市街化区域(面積約 969ha)から拡大を図らないものとします。

2) 土地利用配置方針

本市の市街化区域内では、住宅地がそのほとんどを占めていることから、低層及び中低層住宅系を中心とした適正な土地利用を図ります。

第一種低層住居専用地域に指定されている阪急神戸線以北の地区(六麓荘町、山手町、山芦屋町など)と芦屋川沿いの地区(平田町、川西町、前田町など)、浜地域等の第一種低層住居専用地域に指定されている地区、南芦屋浜地域において計画的に低層戸建住宅が配置される地区などは、低層戸建住宅を主体とする良好な住宅地とします。

第一種中高層住居専用地域に指定されている阪急神戸線以北の地区(朝日ヶ丘町など)は、中層住宅を中心とした良好な住宅地が形成された中低層住宅地として、阪急神戸線から防潮堤線までの市街地では、低層住宅と中層住宅の混在が見られるものの、低層住宅に配慮した土地利用を図る中低層住宅地として位置付けます。

浜地域の高層集合住宅群が立地する地区、南芦屋浜地域の震災復興住宅が建設されている地区及びその周辺は中高層住宅地とします。

国道 2 号及び国道 43 号の沿道地区については沿道複合型住宅地とし、J R 芦屋駅周辺、浜地域の商業集積地、及び南芦屋浜地域のセンター地区を商業地とします。また、阪急芦屋川駅、阪神芦屋駅、阪神打出駅の周辺、J R 芦屋駅の南西部、岩園橋周辺地区を身近な商業と住宅が調和する住商共存地とします。

今後、新しい市街地が形成される南芦屋浜地域では、必要なものが身近にあって、歩いて暮せるように、センター地区に地域の核となる商業地を配置します。また、阪神高速 5 号湾岸線が近接する利便性を生かした業務研究用地の配置を促進するとともに、マリーナと潮芦屋ビーチ(人工海浜)を海洋レクリエーション地として位置付けます。

3) 用途別土地利用方針

住宅系の土地利用方針

良好な住宅地の保全又は形成を図るため、地域特性に応じて性格の異なる住宅地の形成を促します。芦屋らしさのある高質な都市空間の形成に向け、地区計画の積極的な活用と都市計画提案制度の活用を図ります。また、国道 2 号や国道 43 号等の広域幹線の沿道では、住宅系の土

土地利用を中心としながらも、商業系用途との複合利用を許容して日常生活の利便を図るなど、立地を生かした土地の有効利用を促します。

1) 低層住宅地

低層住宅地では、条例や地区計画、建築協定 などによってミニ開発などを防止し、ゆとりある良好な住環境の保全を図ります。なお、市街化調整区域内の奥池地区についても、現在の良好な住環境を保全します。

2) 中低層住宅地

既に中層住宅地として良好な住宅地が形成されている地区については、居住環境の保全を図ります。

阪急神戸線から防潮堤線までの市街地部分では、低層住宅地に配慮した土地利用を進めます。

これらの地区は低層の住宅を主体としながら中層住宅を認めていく住宅地を目指しますが、積極的な地区計画などの活用により高度化 を抑制し、住環境の維持向上及びマンション等の中層住宅との共存を図ります。

また、地域レベルの幹線道路沿いでは中層住宅の立地を許容するとともに一部で小規模の商業施設の立地を促し、これらによる整った沿道景観の形成を図ります。

3) 中高層住宅地

既に整備されている中高層住宅地では、周辺の低層・中層住宅の住環境との保全と調和を図るとともに、南芦屋浜地域に形成される中高層住宅地区では、新市街地にふさわしい都市型居住空間の実現を図ります。また、低層戸建住宅を中心とする従来の住宅地景観と対照的ながらも、調和のとれた景観の創造を心掛けます。

4) 沿道複合型住宅地

住宅系用途を中心としながらも、広域幹線道路沿道の高い利便性を生かして、商業系用途の立地について許容します。また、現在の住宅地としての環境の改善を図りながら、後背住宅地の環境を守るバッファゾーン（緩衝地帯）や防災帯として機能する緑地形成など、住宅都市にふさわしい沿道利用を目指します。

商業系の土地利用方針

商業系では、市の中心であるJR芦屋駅前地区とその他の鉄道駅周辺の既存商業集積地の活性化を図るとともに、南芦屋浜地域のセンター地区では芦屋らしい商業集積を図ります。

1) 商業地

JR芦屋駅周辺では市の「中心核」にふさわしい広域商圈を持つ商業地を形成するため、土地の有効利用と利便性の向上を図ります。JR芦屋駅南地区は、住居系土地利用と調和を図りつつ、商業地を含めた市街地開発事業 の計画を検討します。

また、浜地域のシーサイドセンターでは、南芦屋浜地域と連携して地域拠点となる現在の商業集積を活性化するとともに、日常生活の利便性の向上に努めます。

さらに、南芦屋浜地域では、センター地区に国際色豊かな商業施設を配置し、遠方からの利用客にも対応できるよう、駐車場施設や周辺道路などの整備を促進します。

2) 住商共存地

中低層の土地利用の中で、現在の親しみのある商業環境を生かしつつ、周囲の住宅地と調和した住・商混在の市街地空間を形成します。

その他の土地利用方針

1) 業務・研究用地

南芦屋浜地域の業務・研究用地では、環境に優しく、市民生活に必要な医療・研究施設等の誘致を進めます。

2) 海洋レクリエーション地

海洋性レクリエーション施設や駐車場等の整備を図るとともに、ウォーターフロントの特性を生かした係留施設付住宅、文化施設等と調和した新しい市街地景観の形成を進めます。

3) 北部地域（山地）等

市街化調整区域では、瀬戸内海国立公園六甲地域や近隣緑地保全地域に指定された優れた自然環境の保全を図るため、引き続き開発行為を制限します。また、奥池地区の既に開発造成された住宅地では、住居系の土地利用方針の下、現在の優れた居住環境を保全します。

土地利用方針図

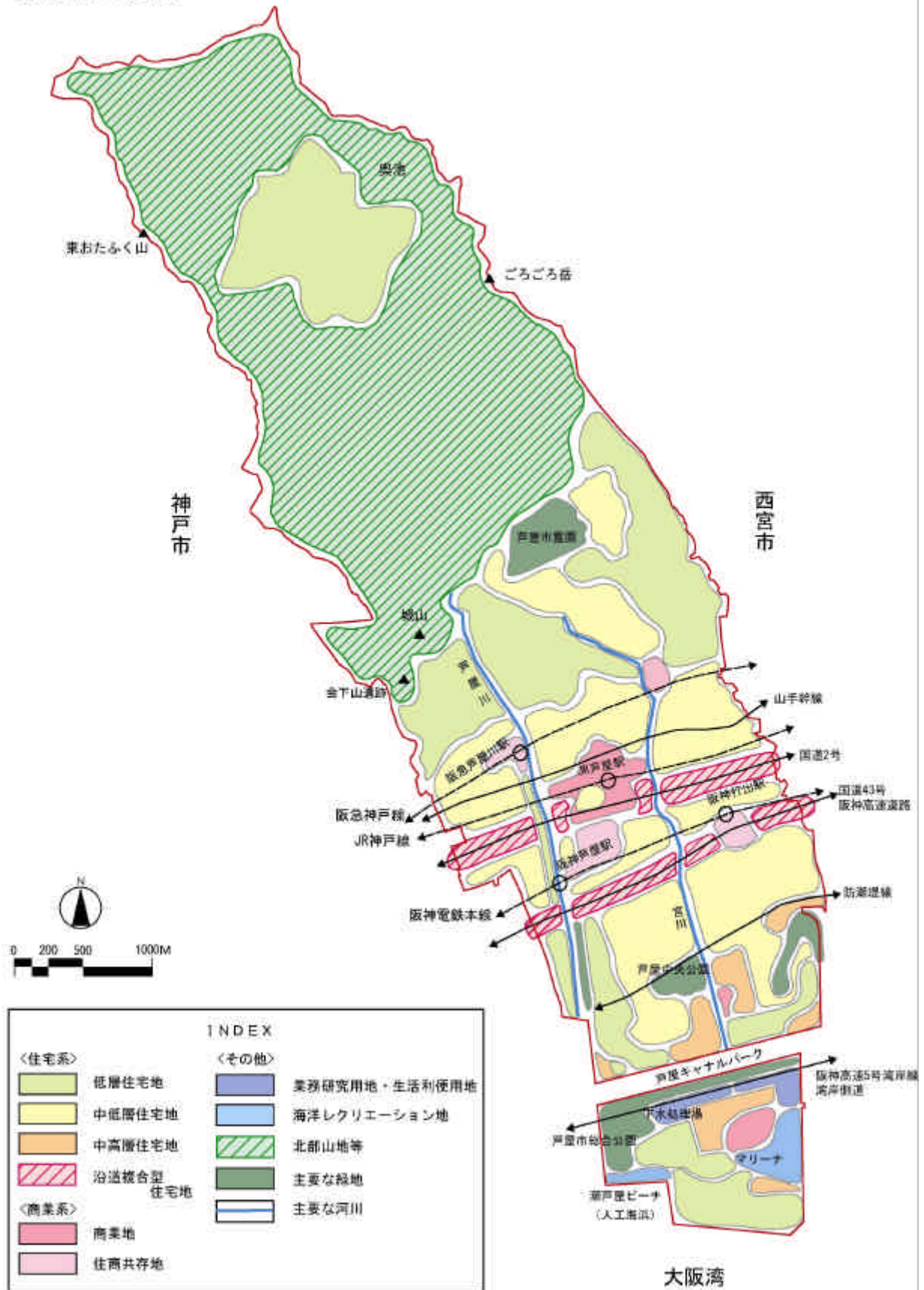


図3-1 土地利用方針

(2) 都市施設整備の方針

本市では、従来から都市圏人口の増大や市民ニーズに対応するために都市施設の整備を進めてきましたが、今後は震災復興事業が終息を迎える中で、整備一辺倒ではなく既存公共施設の有効活用を図っていくための施設転換や施設間のネットワーク化等の活用を図ります。

既存施設については、市民との協働による維持管理を進めるとともに、事業者との役割分担を明確にし、簡素で効率的な管理を図ります。

1) 公共交通機関等の整備方針

鉄道

鉄道利用を促進するために鉄道事業者の協力を得て、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化促進に関する法律(交通バリアフリー法)」などに基づき、鉄道その他関係事業者の協力を得ながら駅舎及び駅周辺のユニバーサルデザイン化を進めます。

バス

すべての人がバスを利用できるように、ノンステップバス やCNG車(天然ガス車)等の低公害型の車両の導入支援を行うとともに、運行の改善による利便性の向上を関係機関と協議して図ります。また、バス停留所についても、シェルター やベンチなどの設置を関係機関と協議し、人と環境に優しい公共交通環境の形成を図ります。

駅前広場

J R芦屋駅南地区では、集中する交通量を円滑に整理し、市民に潤いを与える広場として、交通広場の整備計画を検討します。

2) 駐車場等の整備方針

駐車場

路上駐車が增大している駅周辺については、鉄道事業者等の協力を得て計画的な駐車場対策を検討します。また、関係機関と協議し、違法駐車取締りを強化するとともに違法駐車危険や迷惑についての啓発活動を行います。

公共交通機関の利用促進のため、関係機関と協議し、J R芦屋駅周辺などの既存の駐車施設の有効活用を行い、平日のパーク・アンド・ライド の導入を検討します。

また、「芦屋市住みよいまちづくり条例」に基づき、一定規模以上の集合住宅や商業ビルに駐車場の設置を義務付けて駐車場の確保に努めます。

駐輪場

環境汚染や交通事故など課題が多い自動車中心の交通体系から、関係機関の協力を得ながら公共交通機関や自転車、徒歩での移動体系への移行を促進します。特に、放置自転車の多いJ R芦屋駅周辺において、関係機関や事業者の協力を得ながら駐輪施設の整備を検討するとともに、自転車が安全に道路を通行できるように、歩道幅員の拡幅や歩道と車道の境界での段差の解消等を計画的に行います。

3) 道路施設の整備方針

本市における自動車交通の役割分担を明確にし、交通ネットワークの形成を図ります。また、現在の道路施設に不足している緑化やユニバーサルデザイン化を進めます。

市民生活に関係が深い道路施設については、街路樹のアドプト事業等の導入を、市民との協働で進めます。

都市高速道路

阪神高速3号神戸線及び阪神高速5号湾岸線は、広域流通を支える交通の主軸として大型車両の通行を受け持つとともに、広域幹線道路における通過交通量の軽減を促します。

広域幹線道路

本市を横断する国道2号及び国道43号は、阪神間のみならず全国を結ぶ国土軸であることから広域幹線道路として位置付けるとともに、災害時の主要な救援・避難ルートとして位置付けます。また、市民及び事業者との協働により、沿道緑地帯など住環境保全対策の促進及び維持管理や利活用を図ります。

歩行者や自転車の南北の移動が困難な場所の改善や道路横断時の交通事故を防止するため、歩行者保護の観点から安全施設整備について関係機関の協力を働き掛けます。

地域幹線道路

山手線、山手幹線、防潮堤線などの東西路線と、芦屋山麓線、宮川線、芦屋川左岸線などの南北路線、南芦屋浜地域を結ぶ路線及び本市北部の山地部を南北に縦断する芦有道路及び県道奥山精道線は、市内交通の基幹となる地域幹線道路と位置付けます。

これらの地域幹線道路の交通ネットワークを考慮しながら市街地全域のネットワーク化を図るとともに、市民との協働により沿道の植栽やポケットパーク等憩いの空間形成を図ります。

特に、芦屋川と宮川沿いの路線では、潤いある河川空間を生かして、歩行者が気軽に川辺の散策を楽しむことができる快適で緑豊かな道路空間の形成を図ります。

山手幹線については、近隣市と連携する広域交流軸として、良好な景観形成や自然環境に充分配慮した計画とするとともに、ポケットパークの整備など人と人が触れ合う道づくりを行います。

地区幹線道路

地区幹線道路では、生活に密着した道路として、安全で景観に配慮したアメニティ豊かな歩行者空間の確保に重点を置いた道路空間を目指します。

区画道路

生活に密着する区画道路については、周辺の都市計画道路の整備状況や地区内の交通ネットワーク等を検討し、地区内に不要な通過交通が発生している地区についてはそれらを排除するように計画します。その手法として、道路の狭さくやハンプの設置、植樹柵の設置やコミュニティ道路化を関係機関と協議します。

また、区画道路では歩行者や自転車を優先するとともに、道路空間での地域交流の促進のため

め、ベンチの設置や低未利用地 を利用したまちかど広場や、「花と緑の触れ合い道路づくり」を市民及び事業者との協働により進めます。

交通施設整備の際の配慮事項

道路整備や歩道整備などの実施に当たっては、地球環境保全への配慮から、透水性舗装や雨水透水管、雨水浸透柵を採用します。また、街路灯や防犯灯などの照明灯については、「光害対策ガイドライン」(環境省)に則したものとします。

また、すべての歩行者に優しく快適な道路空間を提供するため、広幅員歩道の確保や道路の緑化のほか、ユニバーサルデザイン化や人の動線を最優先に考えた整備計画、景観に配慮したストリートファニチャー の設置、電線類の地中化などを検討します。

なお、国道や県道などの管理者が異なる道路については、関係機関と協議して協力を求めます。

都市計画道路の事業化に際しての配慮事項

未着手の都市計画道路については、将来都市構造や都市交通機能、都市防災機能、都市環境機能等の充実を図る観点から、計画的な整備を検討します。また、事業化に際しては、市民意識の把握と反映を図るとともに、関係機関と調整を図ります。

将来道路交通体系図



图 3-2 将来道路交通体系

4) 公園・緑地の整備方針

瀬戸内海国立公園六甲地域に属す北部地域については、良好な緑を適正に維持保全できるように関係機関と協議します。

市街地においては、条例等の策定によって緑被率の向上を図り、積極的な緑化を推進します。公園・緑地整備については、「緑の基本計画」を策定し、それに基づく計画的な整備を進めます。また、公共施設等の公共スペースの緑化及び民有地の緑化を積極的に推進することで、市域全体の面的緑化を図り、「芦屋庭園都市宣言」の実現に向けた取り組みを推進します。公園・緑地整備を通じて、市街地の豊かな緑環境の形成と、防災機能の向上を図るほか、市民の健康維持や子育て環境の場となるよう努めます。

道路整備の際に生じた事業関連残地については、市民の憩いや交流の場となる広場や緑地等の整備を市民及び事業者との協働により進めます。

都市計画公園・緑地

南芦屋浜地域の都市計画公園・緑地の整備を推進するとともに、市街地を中心に河川や緑道及び街路等による既存の公園・緑地のネットワーク化を図ります。

公園の整備に当たっては、「水と緑のネットワーク」や地球環境保全などを支援するため、ビオトープの設置や野鳥等の小動物の餌場となるような樹種の植樹等を行います。

公園の老朽化に伴う改修時には、ユニバーサルデザインへの対応と市民の健康維持・増進を図る施設整備を図り、誰もが安心して利用でき、市民の交流の場となるような公園づくりを進めます。

その他の公園・緑地

芦屋市霊園については、市民の憩いの公園として適切な維持管理に努めます。

北部地域の山地では、今後も良好な自然環境の保全を図るとともに、市域を越えて、人と豊かな自然が触れ合う広域的な「やまの緑ゾーン」としての利用環境を関係機関と協議して整えます。

条例や地区計画等により市街地の緑被率の向上を目指すとともに、市民がアイデアを出し合い行政と協働での公園整備や、市街地内の空閑地を利用したポケットパークや商業地での緑化を促します。また、学校・幼稚園などの公共スペースの緑化をこれまで以上に進めるとともに、芝生化の検討や民有地の緑化を積極的に促し、市民、NPOの手による花と緑いっぱいのまちづくりを推進します。

5) その他都市施設の整備方針

都市活動を支える供給・処理施設等においては、業務の効率化や安全のための改善と整備を進めることはもとより、環境負荷削減にも配慮した整備、効率的運用及び有効活用を図ります。

下水道整備方針

市街地における雨水・汚水を円滑に排除し、河川の浸水による災害の防止、生活環境の向上及び公共水域の水質保全に資するよう、下水道及び河川の維持管理を適切に行います。

下水処理区域の分流化を検討するとともに、市街化区域内の下水道施設については、計画的な増強や改修などの機能強化を検討します。また、下水道施設の利活用を図るとともに、下水汚泥の再利用などを広域で調整を図りつつ進めます。

六麓荘では、開発当初から整備されているライフラインの地下埋設施設が機能的に不十分となっているため、下水道整備に併せて各種ライフライン施設の更新を進め、質の高い住環境の形成を図ります。

また、都市化により雨水流出量が増加し、下水道施設の負担増が懸念されることから、環境に優しい水循環型の都市システムを構築するため、透水性舗装や雨水浸透柵などの採用及び普及を積極的に行います。

河川及び水路の整備方針

河川が子供たちの遊び場として、また、市民の憩いの場となるように、水が緩やかに流れ、貯水できるように河床及び高水敷の改修等には、多自然型を考慮した親水対策を関係機関と協議して進めます。

生活環境衛生関連

健康で文化的な都市生活や環境の向上のため、人口及び産業の動向に対応しながら、生活基盤及びコミュニティ関連施設等の維持管理を長期的展望の下に進めます。

また、ごみの再利用や再資源化、生ゴミの堆肥化、剪定木の腐葉土化などへの転換システムを、市民及び事業者の協働の下に推進します。

水道施設の整備方針

震災を受けた教訓とその反省から、安定給水に向け、配水池等の耐震化や二層化、隣接市との連絡管路など、災害に強い水道施設の整備を検討します。

また、南芦屋浜地域の整備計画に併せた配水管の整備や経年変化により老朽化した配水管の計画的な更新を検討します。

情報通信網の構築について

情報通信網の安全性と防災性を確保するため、関係機関と協議して電線類の地中化を計画的に進めます。

(3) 自然環境保全及び都市環境形成の方針

本市では「新芦屋市環境計画」（「エコ・ライフ・ミュージアム」：人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや）に基づき、本市の優れた自然環境を恒久的に保全するとともに、住宅都市としての良好な住環境を保全・育成し、人と自然が共生しながら豊かな暮らしが営まれる快適なまちづくりを目指します。また、人と自然環境との健やかなかかわりを高め、環境に優しい生活を実現するため、ゴミの分別収集やリサイクル、リユース、リフューズ、リペア、リデュースの5R生活を徹底し、環境を大切にする生活文化を育成します。さらに、「芦屋庭園都市宣言」に基づいて市民及び事業者との協働により、花と緑いっぱいの潤いあふれる都市環境の形成を目指します。

1) 自然環境の保全と活用

優れた自然環境の恒久的保全

本市北部に広がる六甲山系に属する山地は、瀬戸内海国立公園にも指定されている優れた自然環境であることから、この地域における開発行為を引き続き抑制して豊かな緑を恒久的に保全します。

また、従来からの規制である「自然公園法」に基づく第2種特別地域、「近郊緑地保全区域」、「特別緑地保全地区」、「風致地区」等の指定により優れた自然環境を保全します。

水辺の自然環境保全

芦屋川及び宮川の両河川や、ため池、湿地など、本市の貴重な水辺環境の保全を図り、水生動植物からなる自然の生態系を育みます。特に、芦屋川や宮川については、水質浄化のため、雨水管へ雑排水が混入しないように啓発活動等を推進するとともに、市民及び事業者との協働による維持管理や清掃活動を進めます。また、河川の自己浄化能力の向上とともに多様な生物の生息可能な護岸整備などについて、関係機関と調整を図ります。

人と自然が触れ合う環境づくり

北部地域の自然遊歩道については、アメニティ豊かな環境を創造します。また、子供連れの家族が楽しめる、豊かな自然を生かした憩いの場の整備を検討します。

奥池は、本市の貴重な水源地であるため、水質と緑豊かな周辺環境の保全を図ります。

市街地内の農地(生産緑地等)については、営農者の協力の下で保全を図ります。

2) 都市環境の保全と形成

住環境の保全と形成

山手地域や芦屋川沿い、芦屋浜地域の低層住宅地では、建築協定や地区計画などによって現在の優れた住環境を保全するとともに、生垣や庭木などによる民有地内の緑化を促進します。また、真夏のヒートアイランド現象や井戸枯れ、植栽へのかん水等に対応するため、透水性舗装や雨水浸透柵等を活用して雨水の土中への浸透を促進します。

国道43号沿道は、周辺の住居系土地利用に配慮し、地区計画や県の震災復興計画（環境防災緑地）に基づいて、騒音・振動や大気汚染などによる住環境悪化を防ぎ、沿道環境の改善を図るように関係機関と協議して進めます。また、住環境保全のため、沿道の居住環境に影響を与

える大型車両や通過交通等については、TDM 施策(交通需要マネジメント)の一環として阪神高速5号湾岸線への迂回(環境ロードプライジング)を関係機関と連携して進めます。

大型車両の混入率が高く環境基準を超える交通量が発生している都市計画道路については、低騒音舗装等への更新に努めます。

屋上緑化・壁面緑化の推進

都市のヒートアイランド現象の緩和や緑被率の向上のため、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」や本市の「緑化基金事業」等の趣旨に基づき、屋上緑化や壁面緑化、駐車場敷地の緑化等を積極的に促進します。

緑のリサイクルの推進

芦屋市総合公園で取り組まれている緑のリサイクル活動を促進するとともに、市内空閑地等を活用した緑の循環システムへの取り組みを市民との協働の下で進めます。

海浜環境の保全

芦屋川河口には、かつての芦屋浜の姿をほうふつさせる砂浜が存在しており、現在も市民の憩いの場となっています。また、新たに整備された芦屋チャンネルパークやマリナー、潮芦屋ビーチ(人工海浜)は、失われた芦屋の海辺を新しい姿で再生させています。これらの海浜環境を保全するとともに、市民や来訪者が気軽に楽しめる海洋性レクリエーションの場としての活用を増進します。

また、芦屋チャンネルパークや潮芦屋ビーチ(人工海浜)など、海辺で盛んに行われているマリンスポーツについては、これらの活動を支援するとともに、芦屋川河口から芦屋チャンネルパーク、芦屋市総合公園、潮芦屋ビーチ(人工海浜)といった広大な海洋性レクリエーションの場のネットワークの形成を進めます。

河川を生かした潤いある都市環境の形成

芦屋川の河川敷や護岸整備に当たっては、市民が河川と身近に触れ合えるよう沿岸道路との一体活用を図り、歩行者優先道路化や一方通行化を検討し、歩行者空間の充実を図ります。

宮川沿岸では、生活排水の混入を防ぎ、河川の水質浄化を行います。また、身近な散策空間としての利用増進を図るため、河川の親水化や沿岸の道路空間を取り込んだ親水緑地、河川沿いのポケットパーク等の整備を市民の参画と協働を得て検討します。

3) 都市環境に資するネットワークの形成

水と緑のネットワークの形成

市街地の公園・緑地，河川，ため池，海岸及び植栽の豊かな幹線道路などを連携して，市民が自由に散策し，身近に自然を感じながら都市を回遊できる水と緑のネットワークの形成を検討します。まとまった緑の少ない中心市街地をネットワークで形成された網状の緑で覆うことによって，全体として潤いある都市環境の形成を促します。

水と緑のネットワークでは，緑化やせせらぎ水路の設置を進めるとともに，安全な歩行者空間の確保に努めます。また，ポケットパークやベンチ，手摺やストリートファニチャー等の設置など，快適な散策空間を創出するための施設整備を推進します。

歴史のネットワークの形成

本市に残る貴重な遺跡，旧跡や優れた建築物，古くからの風情ある街並みなど，歴史的環境を一体的に保全するために，特に重要な地区である阪神打出駅北側地区，阿保親王塚周辺，芦屋神社，阪急芦屋川駅周辺の4地区を結ぶルートを主軸として，芦屋川沿い，伊勢町「文化ゾーン」等の市内各地の歴史的資源を結ぶ歴史のネットワークを形成します。

歴史のネットワーク周辺では，市民の協力を得て，遺跡，史跡や旧跡をはじめとして，本市の景観十選に選ばれて現存する建築物，市の条例で指定された保護樹，歴史を忍ばせる洋館等の保全を図ります。また，同様に市民の協力を得て，民有地の邸宅や庭園等の維持向上を図ります。

ネットワークとなる街路では，安全な歩行者空間と緑豊かな街路樹，街路灯やベンチなどのアメニティ施設等を整備し，歴史的環境に配慮した修景を図るとともに，市民が気軽に芦屋の歴史巡りを楽しめる都市空間づくりを進めます。

4) 環境問題にかかわるまちづくり方針

地球環境保全のための方針

地球環境への負荷の軽減を積極的に図るため，「芦屋市環境保全率先実行計画」に基づき，地球温暖化防止対策の取り組みを行うとともに，市民，事業者への啓発活動に努めます。公共施設の運用や維持管理については，ライフサイクル二酸化炭素排出量(LCCO₂)の削減に配慮した省資源・省エネルギーの推進を図るとともに，施設整備に当たっては，施設の長寿命化等による耐用年数の延伸とライフサイクルコストの最適化を図るため，環境に優しい建材やリサイクル可能な建材の使用等の面でCO₂削減を図ります。また，市民生活の場となる住宅や事業者の活動の場においても同様にエコライフを心掛けることが環境保全の要となるため，都市環境の形成に当たっては，人と環境とのかかわりに着目し，市民，事業者及び行政のパートナーシップを構築し，それぞれがその責任と役割を果たすようにします。さらに，パートナーシップによって公害防止施策や環境改善施策の総合的な推進を図ります。

公害のないまちづくり

国や県に対し，排気ガス規制の強化などの対策を要望するとともに，交通事業者などに公共交通機関の充実を要請し，自動車交通量の抑制を推進します。また，幹線道路沿道の自動車による大気汚染や騒音などの公害を緩和するため，植樹帯の設置や騒音を抑制する整備等を進め

ます。

自動車による大気汚染などの軽減を図るため、低公害車・低NOx車の導入の推進を図るとともに、自動車利用者の抑制のためノーマイカーデー運動の実践やアイドリングストップ運動などの取り組みを推進します。また、光触媒技術等を活用した空気浄化システムの導入を検討します。

大気汚染等の実態を把握し有効な対策を進めるため、監視測定体制を充実し、発生源に対する指導を強化します。また、有害大気汚染物質の実態把握については、県と協力して取り組みを推進します。さらに、事業所等から発生する騒音や振動を抑制するため、規制基準の遵守や騒音などの防止方法等について適切な指導を進めます。

環境教育への取り組み

資源の有効利用や省エネルギー化を図るため、ゴミ減量化、リサイクルの推進及び電気等のエネルギーの使用量の削減を図るように啓発活動を進めます。また、市民の環境問題にかかわる意識向上と、市民一人一人が具体的に取る方策を紹介します。

さらに、ビオトープや自然観察などを通じて、子供たちが、自然の生態系の仕組みを学び、人と自然とのかかわり方を学べる環境整備を進めます。そして、自然環境を大切にする生活文化の育成を伝えられるようにします。

自然環境保全及び都市環境形成の方針図

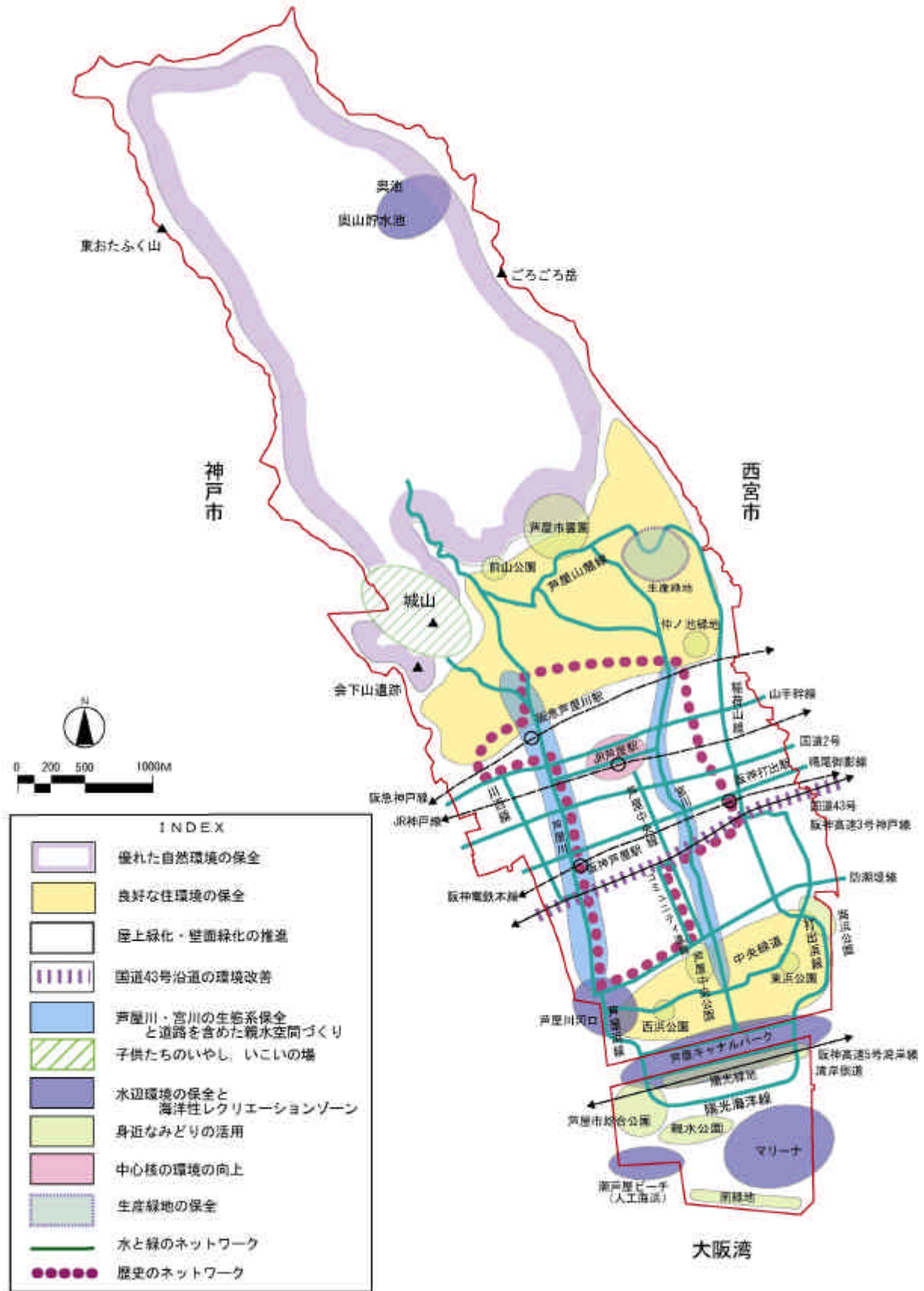


図 3-3 自然環境保全及び都市環境形成の方針

(4) 都市景観形成の方針

本市における緑豊かな自然環境や歴史的建造物が織りなす美しい都市景観を保全するとともに、「芦屋市都市景観形成基本計画(芦屋市都市景観条例)」、「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」に基づく良好な景観形成を推進し、地域の特性に応じた個性ある街並みづくりを市民の参画と協働の下に進めます。

また、花と緑に包まれた新しい市街地景観と、昔ながらの住宅地景観と山の緑が調和する多面的かつ有機的な都市景観の形成により、「庭園都市」の実現を目指します。

さらに、広域規制や重点地区の景観保全形成を進めていくために、また、市域の景観資源を保全活用していくために、「景観法」に定められた「景観計画区域」や「景観地区」など、新たな制度を運用していくことも検討します。

1) 都市景観保全の方針

本市北部の六甲山系に含まれる北部地域と、阪急神戸線以北の良好な住宅地が形成されている山手地域及び芦屋川沿いの地区は、風致地区に指定されていることから、今後もそれぞれの特性に併せて良好な景観を保全します。

山地は、市街地の遠景として、芦有道路やハイキングコース沿いでは人々が身近に楽しむことができる緑として、また、奥池地区では良好な住環境を演出する緑として、開発行為の規制などによる景観保全を図ります。

なお、城山は本市の緑のランドマークとし、現在の緑豊かな自然環境を保全します。

山裾では、防災上不安定な急斜面地が存在するため、関係機関と協議して「六甲山系グリーンベルト整備事業」により植林を推進し、住宅地と自然が調和する緑豊かな景観を保全します。

また、市民との協働により地区計画の適用や建築協定の締結によって、良好な住環境を保全します。特に、六麓荘は本市を代表する優れた住宅地であることから、現在の住環境を永続的に保全します。

このほか、まちのシンボルとなるような洋館や和館を有する邸宅街、樹林地・緑地・史跡文化財、社寺林等については、市民の協力を得ながら緑の保全区域の指定など、積極的な保全整備を図ります。また、芦屋川沿いなどの地区については、「芦屋市都市景観条例」に基づく「景観地区」の指定など、良好な景観保全に向けた取り組みを検討します。

国道 43 号以南の芦屋川沿いとその東西の住宅地は、山手地域とともに古くから開発された良好な低層戸建住宅地であり、今後も歴史と風格を感じさせる景観の保全に努めます。防潮堤線沿いや海に面する南緑地等では、市民との協働によりクロマツによる芦屋らしい独特の趣ある都市景観の保全を図ります。

2) 都市景観形成の方針

芦屋らしいゆとりと風格のある都市景観の形成に向けて、建築協定や地区計画など、良好な景観誘導のための制度を活用しつつ、市民及び事業者との協働による景観形成の取り組みを進めます。市街地では、主要な街路沿いの美しい街並みを形成するため、沿道建物についてはスカイライン、外観、色彩等を条例、協定等で規制するなど、統一感のある街並みの形成を図ります。また、公共施設及び公益施設については、緑とゆとりある空間の確保を図るとともに、周辺環境との調和に配慮した、親しみやすく美しい建物デザインを目指し、市民が誇れる地域

景観のシンボルとしての充実に努めます。堤防や橋梁等の構造物については、関係機関と協議して、周辺景観に配慮したデザインに努めます。

市街地内の緑被率の向上や公園緑地の整備を進めるとともに、市民及び事業者との協働により「花と緑いっぱいまちづくり計画」を進め、緑豊かな美しい都市景観の創出を図ります。加えて、緑化推進区域の指定や生垣や植栽など民有地内の緑化を促進し、緑あふれる住宅地景観を誘導します。

JR芦屋駅周辺では、中心商業地にふさわしいにぎわいのある都市景観の形成を図るため、駅施設や周辺街路等の修景を促進します。また、JR芦屋駅と阪神芦屋駅前を結ぶ市街地及びその周辺では、人々がまちを回遊できる商業空間のさらなる活性化を図るため、地区の市民や事業者が中心となって、景観的に魅力ある商業空間を創出します。芦屋中央線のシンボルロードとしての整備、宮川の河川空間を生かした街路景観の創出などを推進し、本市の中心地にふさわしい景観形成を図ります。

国道43号沿いについては、景観の改善を目指して関係機関と協議します。

浜地域の高層住宅群を都会的な都市景観を表すランドマーク的な存在にとらえ、将来改修が行われる際には、市民との協働による建築デザインのコントロールが図られるよう関係者の協力を呼び掛けます。

南芦屋浜地域では、「景観地区」指定による景観形成基準に基づき総合的な景観形成を図り、良好な住宅地と商業、業務・研究などの機能が調和したまちづくりを推進します。また、海と緑と水辺に包まれた魅力ある新市街地の形成を推進します。

芦屋川の景観ポイントである、「阪急芦屋川駅から北側の山地を臨む景観」、「国道2号から北側を臨む景観」、「阪神芦屋駅から北側を臨む景観」、「国道43号から南側を臨む景観」等、各ポイントから眺められる周辺建築物等の保全及び建替え時の景観検討などを行い、優れた眺望の形成を図ります。

3) 統一感のある街並みの形成

欧米諸国等に見られるような統一感のある美しい街並みの形成に向けて、地域ごとの景観特性に応じた景観形成方針に基づく街並みの形成基準の策定を検討します。特に、公共空間のゆとり、宅地の規模や建築物のデザインについての規制・誘導により、芦屋らしさがあふれる街並み形成を目指します。

やまのゾーン

国立公園区域を含む恵まれた自然環境と起伏に富む自然の地形を生かし、ゆとりある区画に水と緑を取り込んだスケール感のある住宅地景観の形成を目指します。

建築物等については、高さ、色彩等周辺との調和に配慮した建築を誘導するとともに、日常の市民生活の中で維持管理されてきた周辺の自然環境の保全を図り、周辺環境と調和した統一感のある街並みの形成を図ります。

まちのゾーン

歴史ある街並み景観と既存の良好な市街地景観の保全を図るとともに、水と緑のネットワークとの一体的景観を形成する品位、風格及び統一感のある街並みの形成を目指します。

また、芦屋の地域資産である文化の薫り高いアメニティ豊かな都市空間の維持・向上を図り、市民がまちを楽しめる活気あふれる景観整備を市民及び事業者との協働で進めます。

海のゾーン

市街地と海辺景観とのつながりを高め、青い海が感じられるまちとして相互回遊性の高い街並み形成を目指します。新市街地においては、統一感のある街並みを形成するため、指針に沿った建築物の色彩・デザイン・素材等による景観形成を図ります。

都市景観形成の方針図



図 3-4 都市景観形成の方針

(5) 市街地及び住宅地整備の方針

国際文化住宅都市としてのまちづくりをより一層推進するため、地域の特性に応じて適正な規制・誘導を図り、本市の優れた住環境を保全します。

市民の主体性と行政とのパートナーシップによって、自然環境やすべての人に優しい快適な住環境を形成します。

1) 市街地の整備方針

市街地の拡大抑制

市街地を囲む緑豊かな自然環境を保全するため、市街地の拡大を抑制します。併せて、中心市街地や「地域核」の機能集積を目指し、活気ある魅力的なまちの形成を図ります。

良好な住宅地の保全

現在建築協定の締結や地区計画が決定されている芦屋浜等の地区では、今後も、良好な住宅地としての保全を図ります。その他の地区では低層住宅地の保全や地区の緑化を図るために、市民との協働により、地区計画等の適用を促進します。

六麓荘では現在の優れた住環境を今後も保全していくため、機能が不十分となっているライフラインの更新や景観に配慮した道路整備を進めます。

良好な住宅地への規制・誘導

既成市街地では、良好な住宅地の形成を目指し、「芦屋市住みよいまちづくり条例」等に基づいて、建築物等の規制・誘導、宅地の細分化防止を図ります。また、低層住宅地において地区計画の活用を図り、マンションや商業施設等と共存する良好な住環境を維持・形成するとともに、地区に潤いと安らぎを持たせるために、公益施設等の公共スペース、民有地の緑化を積極的に進めます。

都市景観形成のための規制・誘導

建築物の建設、更新及び改修時においては、周辺環境と調和した良好な街並み形成を図るため、景観形成方針に基づき、建築物意匠等の規制・誘導を行います。また、幹線道路整備に併せて地区計画の適用を検討し、芦屋らしい良好な沿道景観の誘導を図ります。

新市街地の整備

南芦屋浜地域の市街地整備に当たっては、街全体のユニバーサルデザイン化を図るとともに、安全、安心で魅力ある「人間サイズ のまちづくり」を先導的に取り組みます。また、道路・公園などの都市基盤整備を積極的に推進するとともに、優れた都市空間を形成するように電線類の地中化を推進します。さらに、民間活力を導入して、海と緑と水辺に包まれた優れた居住環境の形成を図ります。

市街地開発事業の検討

J R 芦屋駅南地区では、事業推進にかかわる環境を考慮しつつ、市街地開発事業の計画を検討します。

2) 住宅の整備方針

多様な世代やニーズに応じた住宅の供給ができるように、住宅設計におけるユニバーサルデザイン化を推奨し、すべての市民が、安心して長く住み続けられる居住環境の形成を目指します。また、子育てや、高齢者及び障がいのある人の日常的な生活支援が安心してできるように、コミュニティの活性化が図れるようにします。

公営住宅の整備や維持管理については、効率的な運営を図ります。

公営住宅の適正な維持管理

阪神・淡路大震災後建設された多くの公営住宅と、築後数十年が経過し老朽化した公営住宅における設備面や機能面などの格差を考慮して、老朽化した公営住宅の適切な維持管理や統廃合を検討するとともに、既存の住宅ストックの多様な世代への提供や活用によってコミュニティの活性化を図ります。

その他住宅の整備・改修等

市街地における住宅の修繕、改築及び建て替えにおいては、周辺環境との調和を考慮したデザインやユニバーサルデザインへの対応など、住宅の質の向上に向けた整備及び更新を促します。特に、マンション等の中高層住宅の修繕時においては、関連機関と連携して必要な機能改修やユニバーサルデザイン化を検討します。

市街地及び住宅地整備の方針図

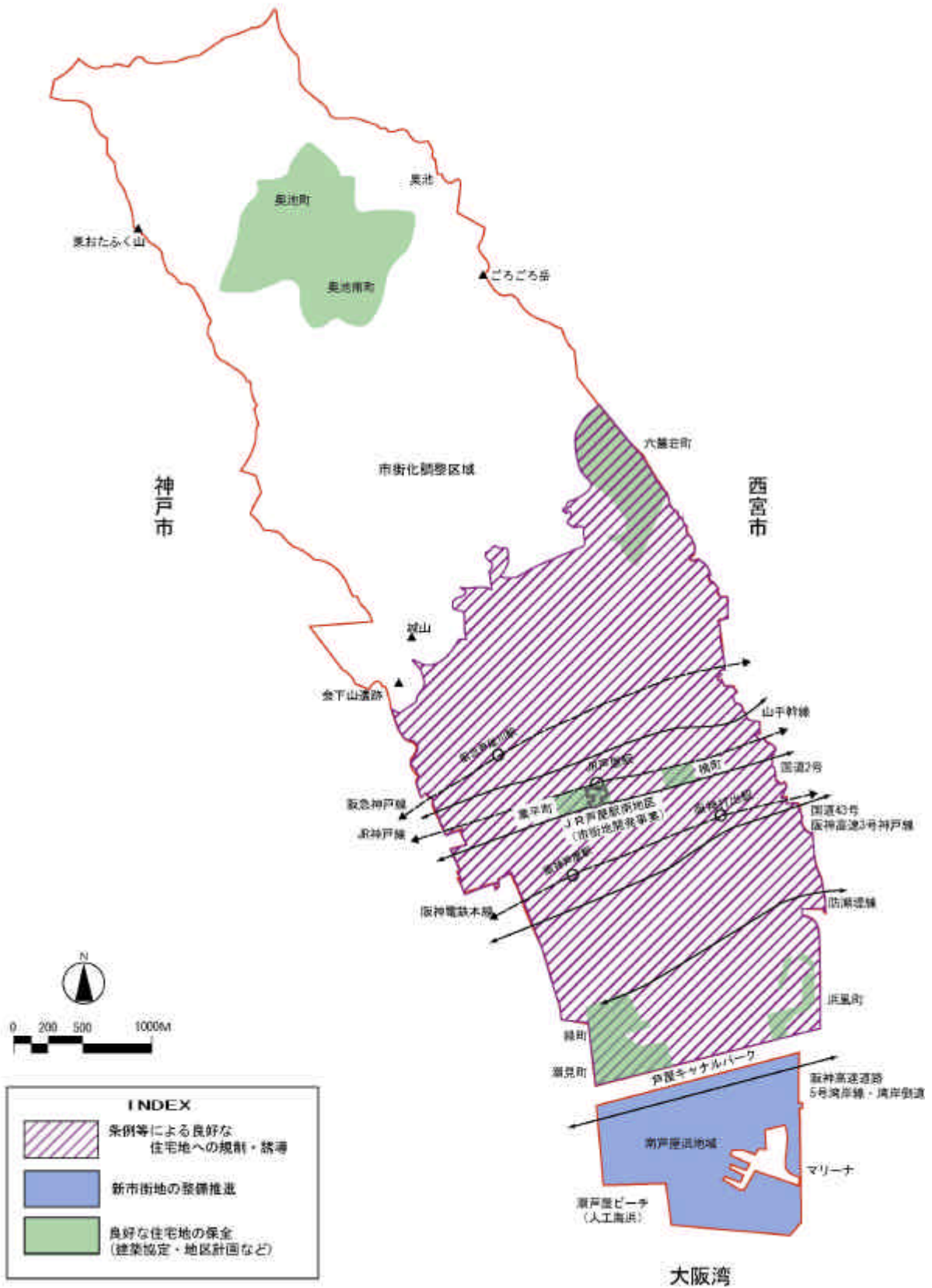


図 3-5 市街地及び住宅地整備の方針

(6) 都市防災の方針

阪神・淡路大震災の教訓を生かして安全・安心なまちづくりを継続的に進めます。また、「震災復興計画」,「地域防災計画」及び「水防計画」に基づいて、あらゆる災害に強いまちづくりを進めます。

1) 防災系緑地の配置

山地の防災対策

本市北部の山地はほぼ全域が砂防指定区域及び保安林に指定されていることから、防災系緑地として保全を図ります。また、芦屋川上流や芦有道路沿道、奥池地区周辺において治山、砂防対策を講じるよう関係機関と協議して進めます。加えて、山裾での土砂災害の発生及び住宅の被害を未然に防止するために、「六甲山系グリーンベルト整備事業」等を関係機関と協議して進めます。

公園・緑地の整備

市街地において緊急時の避難場所となるオープンスペースの確保と火災時の延焼防止のため、沿道緑地、街区公園及び近隣公園等の整備を検討します。

防災緑地軸の形成

防災的機能を有する都市基幹公園や緑道が有機的に連続し、災害時に安全な避難行動が取れるよう、芦屋川及び宮川沿いの街路や広域避難場所間の街路をつないで、防災緑地軸を形成します。また、災害時には防火用水や飲料水以外の生活用水としての活用ができるように、井戸等の設置を検討します。

2) 防災活動基盤の形成

防災路線の整備

山手幹線、国道2号、国道43号、阪神高速3号神戸線及び阪神高速5号湾岸線は、災害時には救援物資の輸送などに重要な役割を果たす防災重要路線として、道路の緑化や電線類の地中化等の必要な防災機能の充実を関係機関と協議します。

また、芦屋山麓線、稲荷山線、芦屋浜線及び打出浜線などの路線についても同様に防災重要路線として位置付け、円滑な物資の輸送や避難行動を行うことができるよう、災害に強い基盤整備を検討します。

格子状の道路網を形成する補助幹線道路については、防災路線として、安全な道路空間の確保と防災拠点への安全な避難ルートの確保を検討します。

防災活動拠点の機能充実

地域防災計画において指定された集会所単位を地区防災拠点として、また小学校区単位を地域防災拠点として位置づけ、突発的な災害に対応できるように機能充実を図ります。

市役所及び消防署では災害時に災害対策本部が設置され、市内の防災活動の中心となることから、防災情報ネットワークの整備等により、常に最新の情報を得て、防災活動を行うとともに、災害時には迅速に活動できるように防災中枢拠点として位置付けます。

市立芦屋病院は災害時の救援救護活動の中心となることから、救援救護拠点として位置付けます。また、南芦屋浜地域のマリーナの東側には、大型船舶の停泊に対応できる耐震構造の埠頭が整備されています。この一部を救援物資集積拠点として位置付け、海からの物資輸送に対応します。

災害に強いまちづくりの推進

震災復興計画に位置付けられている山手幹線の事業推進に努めるなど、災害に対する避難対策を充実させます。また、市街地内に不足する公園などのオープンスペースの確保や、災害に強いライフラインを充実させるため、電線類の地中化に努めます。建築物については、公共・公益施設等の耐震性の向上を図るとともに、民間の住宅にあっては、耐震性強化や免震住宅の促進等について啓発を行います。

加えて、災害に迅速に対応するために、地域の防災ボランティアや防災コミュニティ組織へ支援を行い、市民の自主的な防災活動を促進します。

また、災害時の避難路・避難場所等に関する防災マップの充実を図り、迅速で安全な避難活動のために必要な情報を周知します。

東南海・南海地震の防災対策については、関係機関と連携して検討を進め、関連情報を市民や事業者積極的に提供します。

都市防災の方針図



図 3-6 都市防災の方針

(7) 福祉のまちづくり方針

坂道の多い地形的特性や東西交通軸の集中による地域の断絶をソフト・ハードの両面から克服し、すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを実現します。

1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

すべての人が快適に生活し、まちを楽しむことができるユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、公共・公益施設空間をはじめ、あらゆる都市空間のユニバーサルデザイン化を目指します。

特に、今後整備・改修が予定される基盤施設や建築等については、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づく整備を促進するとともに、県の「ユニバーサルデザインの施設整備マニュアル」により指導します。また、市街地整備が進む南芦屋浜地域を本市のユニバーサルデザイン推進のモデル地区として位置付け、歩行空間、公共・公益施設及び住宅等のユニバーサルデザイン化を進めます。

2) 子供たちが楽しめるまちづくり

子供たちが安心して遊べる自然環境づくりを、河川・山林・公園・ポケットパークなどの整備・改修時に併せて、市民及び事業者との協働により検討します。

3) レクリエーションの場の整備

すべての人が海・山・水辺のレクリエーションを楽しめるように、レクリエーションの場での「スロープの設置」、「手摺やベンチの設置」、「車椅子での海釣り場」、「可能な限り車椅子で回遊できる園路の設置」など、それぞれの場の特徴に適した創意工夫を行った施設整備に心掛けます。

福祉のまちづくり方針図

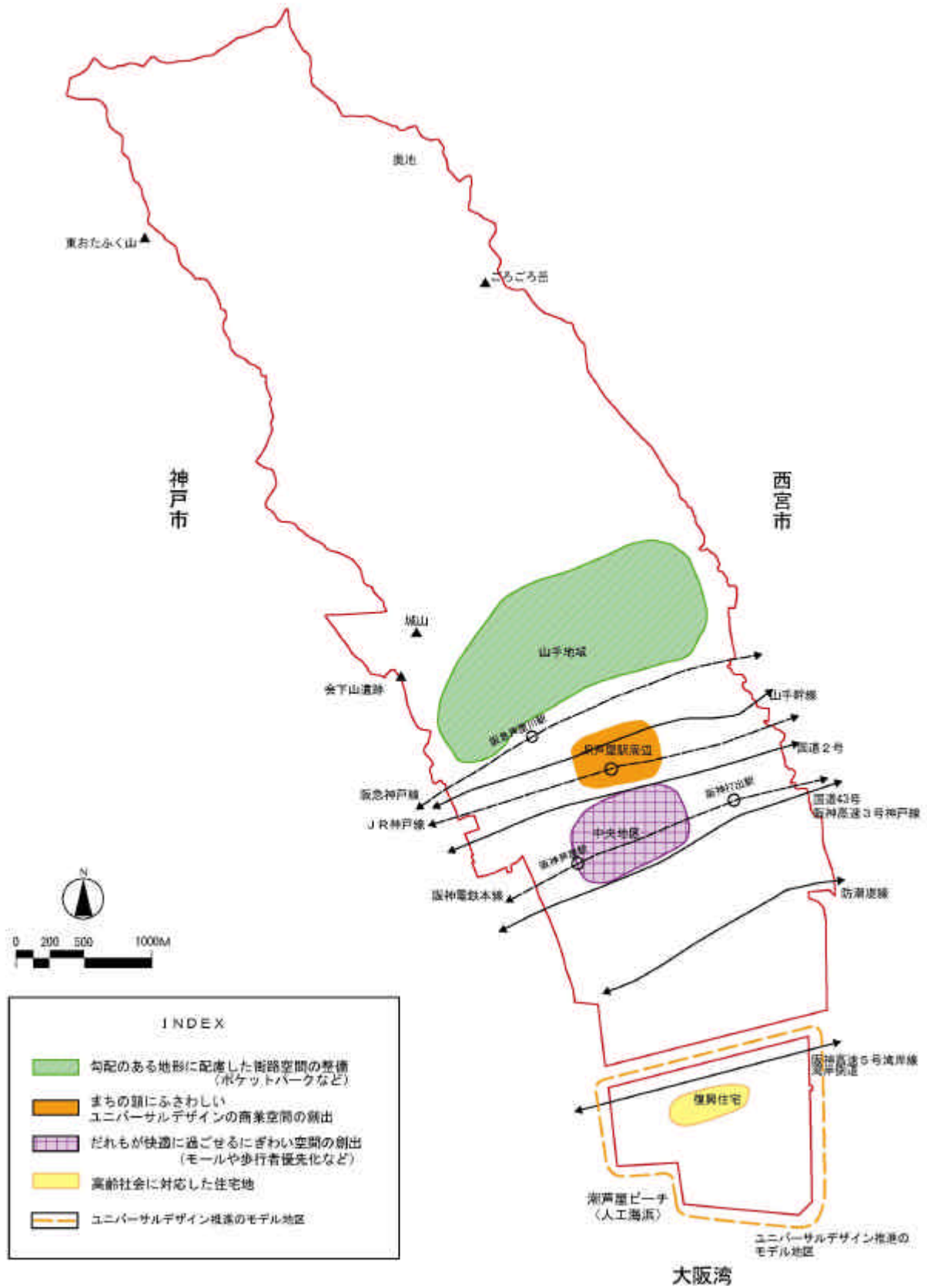


図 3-7 福祉のまちづくり方針

(8) 市民、事業者及び行政による参画と協働のまちづくり

1) 行財政を踏まえた整備

震災関連事業による多大な支出を余儀なくされた本市では、事業に対する財政的なバックアップ体制は当面期待できません。また、少子高齢社会を迎え、財政状況も厳しさを増すことが明らかな状況にあって、事業の実施に当たっては次の点に留意します。

効果、効率を重視した政策展開

公共施設整備に当たっては、景観・意匠面に配慮しながらコスト縮減を図り、より大きな効果をもたらす取り組みを迅速に実施することが大切です。また、関連する公共投資は後戻りのないように調整するとともに、事務事業評価システム や公共事業コスト縮減施策 など、市を挙げて取り組むシステムの構築や効率を重視した政策を展開します。

ライフサイクルコストを踏まえた整備

今後は施設整備や維持管理を財政的観点からとらえ、ライフサイクルコストに十分配慮した整備運用を図ります。

広域行政での連携

広域行政での連携にはあらゆる分野で様々な形態のものがあり、本マスタープランでは、広域的な公共・公益施設利用ネットワーク、施設利用情報ネットワーク、環境保全、観光事業の統合、道路・交通基盤の整備などについて、広域圏での共同・連携の強化を目指します。

そのため、これらの分野に代表される多角的な広域行政を、実効ある現実的な区域・手法によって着実に推進し、その実績を積み重ねることにより、行政区域にとらわれない推進体制を拡充・強化します。

2) 説明責任(アカウンタビリティ)の向上

都市基盤整備やまちづくりは、本来、人々の生活と自然との関連、社会資本と地域文化との関係まで視野に入れた深みのあるコミュニケーションを通じて、市民、事業者及び行政との信頼関係の下で推進すべきものです。

本市では、多様化する市民ニーズや情報開示等の流れに対応して、市民の理解を得ながらまちづくりを進めていくために、分かりやすい情報を適切な形で提供し、市民が誰でも参加できる方法により説明責任の向上を図ります。

積極的な情報開示と説明責任の実効

事業の実施に当たっては、評価作業自体が自己目的化しないよう常に留意し、「企画立案 実施 評価 改善」(P D C Aサイクル)という政策のマネジメントサイクルを確立させます。また、評価結果についてホームページ等を通じて情報開示することにより、市民に対する説明責任を果たします。

事業費及び費用対効果の公表

施策・事業の目的や目標を明確にし、その成果・結果を明らかにすることによって、当初設定

した目標の達成度，費用対効果を客観的に評価し，事務事業の効率性の向上を図ります。また，効果の小さい事業等を明確にすることにより，事務事業の整理統合や廃止及び事業の優先性や事業費の縮減を図ります。

事務事業評価システムの公表

本市においては，総合的な行政マネジメントを確立することを目標として「事務事業評価システム」が一部導入されています。政策評価が具体的に目指すものは，成果重視と顧客重視の行政運営です。これは，市民の視点に立って，市としてのビジョンを明確に掲げ，それに照らして政策の意図や効果を明らかにすることによって，市全体として，必要な政策を行っているか，また何を行うべきかを総合的に判断するものです。これを推進し，個々の施策の質の向上だけでなく，予算や人員という行政組織の経営資源を，真に必要なところに適切に配分する，総合的な行政マネジメントの確立につなげます。

3) 市民と描くまちづくり

都市計画の決定等の提案制度，地区計画，建築協定，緑化協定，条例（土地利用，都市環境，景観形成に関するもの），自主協定（市民自らが創設するまちづくりのルール）などの各種事業の計画から実施に当たっては，情報開示を積極的に進めることによって説明責任の向上を図るとともに，パブリック・コメントなどの市民参画と協働を基本として，市民主体の事業計画を策定します。また，芦屋らしいまちづくりを進めるため，人材育成を推進するとともに，市民・事業者・団体等のまちづくり活動を促進します。

市民と描くまちの設計

今後の本市のまちづくりは，市民とともに将来像を検討し，方針を定めます。社会・経済状況の大きく変動する中，市民の価値観も多様化し，まちづくりへのニーズも多様化しているため，望ましい将来像については，十分な共通理解と合意形成を図ります。そのため，行政からの積極的かつ分かりやすい情報開示を推進するとともに，委員会等への市民参画を促進します。

政策形成への参画と協働

政策形成への市民参画を促進するため，市民が主体となるまちづくり活動等に対して情報提供及び専門家・アドバイザーの派遣等の支援を行います。さらに，市民個人として，あるいはグループとしての政策形成，事業検討に対する参画・提案等の活動を支持し，反映を図ります。

まちづくりへの参画と協働

建築協定や地区計画，面的整備事業やまちづくり条例などのまちづくりの実施検討段階においては，「ワークショップの開催」，「アンケート」，「市民参加によるまちあるき等の実態調査(街並みウォッチング)」，「市民との懇談会」，「パブリック・コメント」等への市民の積極的な参画を図ります。特に，直接意見を交わすワークショップ等への参画を基本として，十分な意向の把握と相互理解の上に立って芦屋らしい計画検討を行います。

市民まちづくりアドバイザーの養成

市民参画によるまちづくりを進めていくために、上記の取り組みを積み重ね、市民参画という手法に対する信頼性を高めることを目指します。このため、まちづくりに関する知識の普及とスキルアップを図るため、まちづくりの講習会や政策研究会等を実施し、それらを通して、市民まちづくりアドバイザーの養成等の人材育成を検討します。

4) 市民、事業者、行政の協働によるまちづくりの推進

まちづくりに当たっては、既に整備された都市基盤や都市施設の維持管理や活用の充実を図ることを第一の方針とします。また、その維持管理については、市民、事業者及び行政の役割分担を検討します。

道路・公園等の維持管理

身近な道路の街路樹や地域の公園・河川等において、市民の自主的な維持管理を目指します。そのため、ゴミ監視の組織化や清掃活動への積極的な参加を促すとともに、アドプト事業等による計画的な活動推進を検討します。

花いっぱいのもちづくり

「芦屋庭園都市宣言」の実現のために、道路、公園、公共公益施設など生活に密着した既存施設を活用し、香り・色などテーマに応じた植栽による芦屋らしさの演出や花のあるポケットパーク整備による憩い空間の創出等、きめの細かい対応を進めます。花いっぱいのもちづくりには市民の自主的な活動の積み重ねが不可欠であり、積極的な情報提供と活動環境の整備を行います。

緑のカーペット運動

市街地における芦屋らしさの演出として、市民及び事業者との協働により学校・幼稚園等の公共用地、駐車場、空閑地及び民有地内での芝生植栽の推進を検討します。

NPOによる美化

近年、NPOやボランティア活動などが活発化し、本市においても、NPOの認可を受ける団体が増えています。これらの活動は、まちづくりにおいても大きな役割を果たしていくと期待されるため、まちの緑化・美化活動においてもNPO等の活動促進を図るとともに、安定的、継続的に進められるよう支援します。

市民「花と緑」の美化リーダーの養成

「芦屋庭園都市宣言」を多様な主体が協力して進めていくためには、市民のまちづくりに対する意識をより高めるとともに、主体的に取り組む方法を身に付けることが必要となります。このため、まちづくりに関する情報を積極的に提供することで、意識の啓発を行い、次代のまちづくりを担う美化リーダーの育成を行うよう検討します。